

## かほく市通話録音装置等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、通話録音装置等を購入した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 補助金の交付対象となる通話録音装置等（以下「補助対象機器」という。）は、着信の相手方に対して自動的に録音を行う旨の応答を行い、かつ、通話内容を自動録音する機能を有する機器とし、市内の店舗から購入したものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、現に居住している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で、ひとり暮らしのもの
- (2) 高齢者のみで構成される世帯の構成員
- (3) 日中、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の構成員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、同一の世帯に、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合は、交付対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象機器の購入費用（設置費用を除く。）とし、1世帯につき1台までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、7,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かほく市通話録音装置等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、補助対象機器を購入した日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、かほく市通話録音装置等購入費補助金交付決定及び額の確定通  
知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、かほく市通話録音装置等購入費補助  
金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた者があると  
認めるときは、補助金を返還させることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別  
に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。